

奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県病害虫防除所等に関する条例（昭和二十七年五月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「橿原市」を「桜井市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年九月一日から施行する。